

# 学校いじめ防止基本方針

平成26年3月  
(令和6年6月 一部改正)

日田市立東溪中学校

# 学校いじめ防止基本方針

## 目次

### 第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1	基本理念	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	4
4	いじめの防止等に関する基本的考え方	5

### 第2 いじめの防止等のための本校の取組

1	基本方針の策定	7
2	組織の設置、構成及び役割	8
3	いじめ未然防止のための取組	9
4	いじめの早期発見のための取組	9
5	いじめの早期解決に対する取組	10

### 第3 重大事態への対処

1	日田市教育委員会または学校による調査	11
2	日田市教育委員会又は学校による対応	12
3	調査結果の報告を受けた日田市長による再調査及び措置	17

# 第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

## 1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、全ての生徒に関係する問題である。そのため、いじめの防止等対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。したがって、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要であり、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、日田市立東溪中学校（以下 本校）と日田市教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うこととする。

そこで、以下のような基本認識のもと対応を図る。

- ・ 「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- ・ いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行うこと。
- ・ いじめの根本的解決を図るために、いじめを行った生徒がその行為に至った背景や要因を十分踏まえたうえで、組織的・継続的な指導に取り組む必要があること。
- ・ いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ・ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ・ 本校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

このような基本認識を踏まえ、「東溪中学校の基本方針」は、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実績に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2 いじめの定義

（ 定 義 ）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- (2) いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- (3) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条（※注1）の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- (4) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- (5) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。・インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (6) いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、本校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条（※注1）の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- (7) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
    - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
    - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
    - ・ 存在を否定される
    - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
  - 仲間はずれ、集団による無視をされる
    - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
    - ・ 遊びやチームに入れてもらえない
    - ・ 席を離される など
  - ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
    - ・ 強弱を問わず身体をたたかれたり、触っていないふりをされたりする
    - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
    - ・ 遊びと称して格闘系の技をかけられる など
  - 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
    - ・ 脅かされ、お金を取られる
    - ・ 靴に画鋏やガム、ゴミ等を入れられる
    - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる など
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
    - ・ 万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
    - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
    - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
  - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
    - ・ パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
    - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
    - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される など
- (8) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察に相談することが重要なもの、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※注1

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。具体的ないじめの特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 事実が見えにくい
  - ・プロレスごっこやふざけ合いと称して巧妙にいじめる。
  - ・罪悪感に乏しく、遊び感覚で繰り返す。
- 立場が変化する
  - ・被害者が加害者となることがある。
  - ・友人関係が極めて不安定である。
- 集団化してくる
  - ・集団で特定の個人を無視することや仲間はずれにすることによって反抗できないようにし、排除する。
- 陰湿化、悪質化、長期化する
  - ・自分の行動に歯止めをかけられず、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける。
- 犯罪行為に発展することがある
  - ・暴行、恐喝、傷害等の加害・被害につながることもある。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。そのような観点から、本校の教育目標「自ら考え判断し協働的に行動する生徒の育成」の達成に向け、学校の教育活動全体を通じ「安全・安心な学級、学校」を担保し、支持的風土の醸成を継続する。

## 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの防止

いじめ問題をより根本的に克服するためには、いじめは、どの子にも、どの学校においても起こり得るもの、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものとの認識のもと、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

このため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、全ての生徒に対して、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、

- ・生徒の豊かな情操や道徳心
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える人権感覚の育成

など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

### (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの意識を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめを早期に発見することにより、いじめられた生徒の不安や悩みを早急に受け止め、安心させることができたり、事態が軽微なうちに問題解決に向け、適切かつ迅速に対応したりすることができるため、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

そのため、本校は、生徒や保護者との信頼関係の構築を根底に据え、日常的な観察に加え、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守っていく取組を推進する。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることを認知した場合、本校は担任だけではなく、直ちに、全教職員による情報共有・共通理解のもと「校内いじめ防止等対策委員会」等により校長を

中心として組織的に迅速かつ適確に対応する。本校においては、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して十分に事実確認を行った上で、

○いじめられている生徒への対応

- ・いじめられている生徒の立場にたつ共感的な理解
- ・安心して学校生活を送るための体制整備
- ・長期的な支援体制の確立

○いじめている生徒への対応

- ・いじめられている生徒の気持ちを理解できるような指導
- ・いじめに至った要因を探る指導
- ・自分の行為を見つめ直させる指導
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導

○周囲の生徒への対応

- ・いじめられている生徒の心の苦しみを十分に理解させる指導
- ・いじめの再発を防ぐ共感的な指導

○保護者への対応

- ・事実確認の結果や学校の指導方針についての丁寧な説明
- ・問題解決に向けた保護者（いじめられた生徒、いじめた生徒、学級の生徒）との協力体制の構築

○日田市教育委員会を通じた関係機関との連携

- ・市教育センター相談員及び臨床心理士、弁護士、精神科医、中津児童相談所、日田警察署、法務局等

等について、組織的に対応していくこととする。

このため、本校教職員は日常より、いじめを認知した場合の対応の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、組織的な対応を可能とするような体制を整備することとする。

（４） 家庭や地域、関係機関との連携について

いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツ少年団、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しくなっていることから、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、本校関係者と地域、家庭との連携が必要であることから、学校運営協議会の有機的活用を推進する。

また、具体的ないじめの問題への対応として

- ・ 本校が日田市教育委員会等と連携し、いじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等を想定）との適切な連携を図ることが必要となるため、日頃から、担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。
- ・ 教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、本校と日田市教育委員会の連携のもと、関係機関による取組と連携することも視野に入れる。

## 第2 いじめの防止等のための本校の取組

### 1 基本方針の策定

本校は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組内容を、「国の基本方針」及び「大分県の基本方針」、「日田市の基本方針」を参酌の上、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及び保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③ いじめを行った生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った生徒への支援につながる。

### 2 組織の設置、構成及び役割

- 本校は、自らの学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置について、組織的に対応を行いより実効性があるものとするため、「校内いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- 組織の構成員は、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、クラス担任や養護教諭等複数の教職員のほか、必要に応じて、スクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家が参加する構成とする。
- 本校における「校内いじめ防止等対策委員会」の中核的な役割は以下のとおりとする。
  - ① 学校基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
    - ・ 学校基本方針の策定や見直し、進捗状況の確認や、いじめへの対処がうまくいかなかった事例等をPDCA（Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)サイクルで検証する。
    - ・ 組織を機能させるにあたり、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるように構成員による全体会議と関係者会議等の役割分担を行う。
    - ・ 組織における複数の教職員については、学校の実情に応じて決定し、個々のいじめに対処にあたり関係の深い教職員を追加する等柔軟な対応を行う。
  - ② いじめの相談及び通報への対応
    - ・ 生徒や保護者、地域住民等がいじめの相談や通報が容易にできるよう、窓口や手順、方法等を明確にする。
  - ③ いじめや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有
    - ・ 些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込むことなく組織に報告・相談のうえ、集積された情報は、個々の生徒ごとに記録化し、複数の教職員が個別に認知した情報とを集約のうえ共有化を図る。
  - ④ いじめ事案に対応するための会議開催と報告
    - ・ いじめの疑いに係る情報があった時は速やかに緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有と支援の体制、対応方針の決定を行う。
    - ・ 重大事態発生時並びに教育委員会の支援等を必要とする事案の報告。
  - ⑤ いじめを受けた・行った生徒に対する指導及び支援並びに保護者との連携
    - ・ 関係ある生徒への事実関係の聴取と指導、支援並びに保護者と連携した解決指導並びに情報提供を図る。

### 3 いじめ未然防止のための取組

- 全ての 学校教育活動を通して、生徒に対学校教育活動を通して、生徒に対し「いじめは 重大な人権侵害に当たり、決して許されない」という意識の醸成を図り、いじめを生まない学校づくり（支持的風土の醸成等）に向け、確かな人権感覚、正義と思いやりの心、規範意識の醸成を図る人権教育、道徳教育の一層の充実に取組む。
- ネット上のいじめについては、情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育を充実させ、様々な場面を使って、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進する。
- 「自己存在感を実感させる」、「共感的人間関係を育む」、「自己決定の場を設定する」等わかる授業、魅力ある授業の工夫を図る。
- 地域交流、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通じて、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を構築する態度などを育む。
- 生徒会活動等において、互いを認め合える人間関係を構築したり、誰もが活躍できる機会や自己有用感、充実感を味わえる機会を設定したりする等、生徒の主体的な活動を推進する。
- いじめ防止等の教職員の資質能力の向上のための校内研修の充実を図る。
- 育友会やPTA時における人権授業や人権講演会の実施による保護者啓発の充実を図る。

### 4 いじめの早期発見のための取組

- 本校教職員は生徒及びその保護者との信頼関係の構築に最大限に注力すること。
- 上記を基盤とし、生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないよう、チェックリスト等を活用するなど、日頃から生徒の日常の行動や生活の様子を注意深く見守り、以下に示す関係者間で綿密な情報収集あるいは共有を行う。
  - ・保護者、地域住民、東溪小学校、スクールバス関係者 等
- 定期的なアンケート調査やアンケート調査をもとにした教育相談を実施することにより、生徒がいじめを訴えやすい体制（保健室利用、スクールカウンセラーとの相談体制等）、環境を整え、いじめの実態把握に努める。
- アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性に鑑み、些細な兆候や情報を見逃さないよう生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努める。
- 上記に加え、生徒が日頃から気軽に何でも相談できる校内における教育相談体制を整備するとともに、生徒及び保護者に周知する。

- 日田市教育センター等の関係機関の相談窓口を生徒及び保護者に周知する。

## 5 いじめの早期解決に対する取組

- いじめの発見・通報を受けた場合は、担任など特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに、「校内いじめ防止等対策委員会」に当該いじめに係る情報を報告するとともに、校長のリーダーシップのもと速やかに組織的に対応する。
- いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう当該生徒及びその保護者に対して丁寧な説明及び必要な支援を行う。
- いじめを行った生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、当該行為が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該生徒の家庭環境や人間関係などによるストレス、いじめ行為に至った背景を把握のうえ再発防止措置を図る。
- いじめの状況に応じて、心理的孤立や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画による指導（出席停止等を含む措置）のほか、警察等関係機関・専門機関との連携による措置も含めた指導、助言、支援を継続的に行う。
- ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を印刷、保存する等の措置を行った後、被害の拡大を避けるため、削除等の措置を講じる。また、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
  - ① いじめに係る行為が止んでいること  
いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
  - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。  
いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 日田市教育委員会または学校による調査

##### (1) いじめの重大事態の発生と調査

在籍する生徒が、いじめを受けて重大事態（法第28条第1項（※注2）の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、本校は、日田市教育委員会を通して日田市長に、重大事態の発生について報告するとともに、日田市教育委員会または本校は、重大事態に対し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

※注2（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### (2) 重大事態の意味について

○「いじめにより」とは、法第28条第1項各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめによることを意味する。

○「生命、心身または財産に重大な被害」とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断し、例えば、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが想定される。

○「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も日田市教育委員会または本校の判断により重大事案と認識する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等に当たったのち、重大事態に当たるか否かの判断を行う

## 2 日田市教育委員会又は学校による対応

### (1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は日田市教育委員会を通じて日田市長に、事態発生について報告する。

なお、日田市教育委員会は、重大事態が発生した場合は、日田市長のほか、重大事態の対処に向けた支援、助言等を迅速に行うため県教育委員会にも報告する。

### (2) 重大事態発生時の緊急対応

本校において、重大事態のうち自殺事案が発生した場合は、日田市教育委員会は、必要に応じて、県教育委員会を通して、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師、看護師等からなる大分県こころの緊急支援活動チーム（学校CRT：Crisis Response Team）の派遣を要請し、緊急対応に当たる。

※注3 「学校CRT」は、一個人や一家族の危機ではなく、学校の危機に対応するチームとして、心の健康危機（トラウマ）、精神的被害の広がりをくい止めるために最大3日間を限度として、二次被害の拡大防止とこころの応急処置を行うことを目的として、大分県が設置している組織。

### (3) 事実関係を明確にするための調査

#### ① 調査の趣旨及び調査主体について

- 本校は、重大事態が発生した場合、直ちに日田市教育委員会に報告し、報告を受けた日田市教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。
- 本校が主体となって調査を行う場合、日田市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 日田市教育委員会が主体となって行う場合とは、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合をいう。

#### ② 調査を行うための組織について

##### ア 本校が調査主体となる場合

- 法第22条の規定に基づき、学校に常設する「校内いじめ防止等対策委員会」を母体として「東溪中学校いじめ調査委員会」を設置して調査を実施する。その際、当該重大事態の性質に応じて、専門的知識、経験等を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、利害関係を有しない第三者が参画すること等により、調査の公平性・中立性を確保する。
- 日田市教育委員会は、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行う。

イ 日田市教育委員会が調査主体となる場合

- 日田市教育委員会が設置する「日田市立学校いじめ問題調査委員会」において、調査を実施する。

【日田市立学校いじめ問題調査委員会により調査を実施する場合】

- ・ 事案の経過、特性、訴え等から学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断される場合。
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合。

「日田市立学校いじめ問題調査委員会」構成  
(5名以内) 学識経験者 弁護士 精神科医  
臨床心理士 社会福祉士

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
  - ・ いつ（いつ頃から）、
  - ・ 誰から行われ、
  - ・ どのような態様であったか、
  - ・ いじめを生んだ背景事情、
  - ・ 生徒の人間関係にどのような問題があったか、
  - ・ 学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- 調査にあたり、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するもので、当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、本校と日田市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- 調査を実りあるものとするため、日田市教育委員会・本校がたとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- 日田市教育委員会または本校は、「日田市立学校いじめ問題調査委員会」に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、原則として在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴取り調査を行う。
- ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

- ・ 調査を行うにあたり、事案の重大性を踏まえ、日田市教育委員会が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして対応に当たる。

#### イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査は、原則として、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査により行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

- 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- 調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- 遺族が、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できうる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- 資料や情報は、時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性、信憑性の吟味も含めて、専門的知識および経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 本校が調査を行う場合は、日田市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行い、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

#### ウ いじめた生徒に対する聞き取り等

- ・ いじめ行為を行ったと認められた生徒に対しては、弁護士等専門家の助言を受けながら、聞取の方法や内容等について決定し、聞取及び適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ 調査による事実関係の確認ののち、いじめたことが明らかになった生徒についても、上記と同様に聞取の方法や内容等に十分配慮のうえ、聞取及び適切な指導を行い、いじめ行為を止める。

## エ その他留意事項

- 法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、本校において、いじめの事実の有無の確認のために講じた措置の結果、重大事態であると判断した場合も想定できるが、そのみで重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じ新たな調査を行うこととする。

ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

- 事案の重大性を踏まえ、本校において必要やむを得ず緊急避難措置として他の学校への転学等の措置を行う場合は、日田市教育委員会は、就学校指定の変更や区域外就学等の弾力的な連携・対応などの支援措置を行う。
- 重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることから、日田市教育委員会及び本校は、生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### (いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行う措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

## (4) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報の適切な提供
  - 本校または日田市教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかとなった事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、いじめ行為が
    - いつ、
    - 誰から行われ、
    - どのような態様であったか、
    - 学校がどのように対応したか

について、いじめを受けた生徒、保護者に対して、適時・適切な方法により説明する。

- 情報の提供にあたり、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供するものとする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように留意する。
- 質問紙調査の実施により得られた調査結果は、いじめられた生徒又は保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとること。
- 本校が調査を行う場合においては、日田市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

○ 調査結果の報告

- 日田市立小中学校で発生したいじめの重大事態の調査結果は、日田市教育委員会が日田市長に報告するとともに、県教育委員会を通じて、知事に報告を行う。

・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて日田市長に送付するものとするが、日田市教育委員会又は本校は、事前にその旨を生徒又は保護者に伝えるものとする。（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、本校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

※法第28条で、組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者又は学校は」と規定されているが、このうち公立学校の場合の「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。

### 3 調査結果の報告を受けた日田市長による再調査及び措置

#### (1) 再調査の実施

- 重大事態の報告を受けた日田市長は、法第30条第2項の規定により、報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。  
【再調査を必要とする場合】
  - ・市長が教育委員会による調査が不十分と認めた場合
  - ・保護者による申し立てがあり市長が必要と認めた場合
- 再調査を行う機関として、専門的な知見を有する第三者から構成される「日田市いじめ問題再調査委員会」を設置する。当該委員会は、学識経験者、弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者の中から市長が任命し、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。
- 再調査結果についても、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果について情報提供を行う。

「日田市いじめ問題再調査委員会」構成（5名以内）学識経験者 弁護士 精神科医 臨床心理士 社会福祉士

#### （公立の学校に係る対処）

##### 第30条第2項

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

#### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

日田市長及び日田市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

日田市長は、再調査の結果を日田市議会に報告しなければならない。報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を講じたうえで、適切に設定することとする。

また、日田市教育委員会は、学校教育課及び人権・部落差別解消教育課の指導主事や日田市教育センターの臨床心理士等を当該校に派遣するなど重点的な支援等を行う。（公立の学校に係る対処）

第30条第5項

地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。